新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 37 号
平成28年５月17日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

規　　則
46　新潟県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
告　　示
622　軽油引取税に係る特約業者の指定（税務課）
623　救急病院等の指定（医務薬事課）
624　介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
625　介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉保健課）
626　介護保険法による指定居宅サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
627　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
628　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
629　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
630　農業振興地域の区域変更（地域農政推進課）
631　保安林の指定予定（治山課）
632　保安林の指定予定（治山課）
633　保安林の指定予定（治山課）
634　保安林の指定予定（治山課）
635　保安林の指定予定（治山課）
636　土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
637　土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
638　土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
639　土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
640　道路の区域変更（道路管理課）
641　道路の供用開始（道路管理課）
公　　告
予算の公表（財政課）
病院局公告
特定調達契約の落札者等（病院局総務課）

規　　則

新潟県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年５月17日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

新潟県規則第46号

新潟県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

新潟県製菓衛生師法施行細則（昭和42年新潟県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（試験科目の免除） **第10条の２**　職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の３の３に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る１級又は２級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けることができる。	（試験科目の免除） **第10条の２**　職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る１級又は２級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けることができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

◎新潟県告示第622号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の９第１項の規定により、軽油引取税に係る特約業者として次のとおり指定した。

平成28年５月17日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　特約業者の名称及び代表者の氏名
　塩澤米穀株式会社
　代表取締役　高野　好雄
２　主たる事務所又は事業所の所在地
　新潟県南魚沼市塩沢309番地６
３　指定年月日
　平成28年５月１日

◎新潟県告示第623号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条に規定する救急病院である。

平成28年５月17日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　名　　称　新潟臨港病院
２　所 在 地　新潟市東区桃山町１丁目114番地３
３　有効期間　平成28年６月18日から
　　平成31年６月17日まで

◎新潟県告示第624号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項（又は第53条第１項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成28年５月17日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日

訪問介護 介護予防訪問介護	株式会社下越タクシー	新潟県新発田市豊町４丁目１番32号	株式会社下越タクシー	平成28年５月１日
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	リーシェ上越さくら	新潟県上越市とよば121番地	株式会社東日本福祉経営サービス	平成28年５月１日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	クレアメディコ第２地域介護推進室	新潟県長岡市藤沢１丁目９番10号	株式会社クレアメディコ	平成28年５月１日
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	クレアメディコ第２地域介護推進室	新潟県長岡市藤沢１丁目９番10号	株式会社クレアメディコ	平成28年５月１日

◎新潟県告示第625号

介護保険法（平成９年法律第123号）第46条第１項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年５月17日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
介護プラン中郷	新潟県上越市中郷区八斗蒔32番地１	株式会社スマイル	平成28年５月１日

◎新潟県告示第626号

介護保険法（平成９年法律第123号）第75条第２項（又は第115条の５第２項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成28年５月17日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
あいらぶかいご長岡ヘルパーステーション	新潟県長岡市希望が丘１丁目529番地１	テンプスタッフフォーラム株式会社	訪問介護 介護予防訪問介護	平成28年３月29日	平成28年４月30日
ホームヘルプステーション福戸	新潟県長岡市大荒戸町972番地３	社会福祉法人長岡三古老人福祉会	訪問介護 介護予防訪問介護	平成28年３月28日	平成28年４月30日
社会福祉法人新発田市社会福祉協議会	新潟県新発田市月岡温泉727番地１	社会福祉法人新発田市社会福祉協議会	訪問介護 介護予防訪問介護	平成28年３月28日	平成28年４月30日
有限会社下越介護サービス	新潟県村上市下鍛冶屋762番地２	有限会社下越介護サービス	訪問介護 介護予防訪問介護	平成28年４月４日	平成28年４月30日
ながおか生協診療所	新潟県長岡市前田１丁目６番７号	ながおか医療生活協同組合	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハ	平成28年３月24日	平成28年４月30日

			ビリテーション		
いきいきデイサービスセンター	新潟県柏崎市西山町池浦877番地	社会福祉法人西山刈羽福祉会	通所介護 介護予防通所介護	平成28年３月30日	平成28年４月30日

◎新潟県告示第627号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第１項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成28年５月17日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

名　称	所　在　地	担当する医療の種　類	指定年月日
町立　津南病院	中魚沼郡津南町大字下船渡丁2682	精神通院医療	平成28年５月１日
日本調剤　十日町薬局	十日町市春日111	精神通院医療	平成28年５月１日
訪問看護ステーション・桜井	燕市新堀1138番地１	精神通院医療	平成28年５月１日
日の丸観光タクシー株式会社さくら訪問看護リハビリステーション	三条市東三条１－６－14	精神通院医療	平成28年５月１日

◎新潟県告示第628号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第１項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成28年５月17日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

名　称	所　在　地	担当する医療の種　類	更新年月日
恩田クリニック	柏崎市東本町１丁目８番54号	精神通院医療	平成28年５月１日
サイトウ薬局	佐渡市両津夷209番地１	精神通院医療	平成28年５月１日
ハート調剤薬局柏崎店	柏崎市東本町１丁目１－23－１	精神通院医療	平成28年５月１日
しなの薬局関山店	妙高市大字関山1668番地10	精神通院医療	平成28年５月１日

◎新潟県告示第629号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年５月17日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

名　称	所　在　地	担当する医療の種　　類	廃止年月日
城内調剤薬局	長岡市城内町３－２－１山嘉ビル１Ｆ	精神通院医療	平成28年４月１日
あきば調剤薬局	長岡市栄町　２－１－５	精神通院医療	平成28年４月３日
アップル薬局なおえつ店	上越市東雲町１－６－13	精神通院医療	平成28年５月１日
有限会社諏佐薬局	長岡市栃尾表町５番４号	精神通院医療	平成28年４月１日
至誠会訪問看護ステーションたんぽぽ	長岡市町田町575	精神通院医療	平成28年３月31日

◎新潟県告示第630号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第７条第１項の規定により、上越市に係る上越農業振興地域（平成22年新潟県告示第578号）の区域を次のとおり変更する。

平成28年５月17日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　変更した地域の名称

上越農業振興地域

２　区域

上越市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第２条３号の平面図）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び上越地域振興局農林振興部で縦覧する。

３　変更年月日

平成28年５月17日

◎新潟県告示第631号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年５月17日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市甲681の１、甲681の２、甲682の１、甲797、甲1098

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第632号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年５月17日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市竹俣字桝形山330の１（次の図に示す部分に限る。）

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第633号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年５月17日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市小川字水上424、425、458、458の子から寅まで、字深山口1420の43、1420の48、1420の49

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第634号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年５月17日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市大沢字湯ノ入1260、字姥ケ原1283、1285の３、1285の４、2012の１、2012の２、2012の乙

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア　主伐は、択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第635号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年５月17日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　保安林予定森林の所在場所
新潟県岩船郡関川村大字中東字白ハゲ1354の７
２　指定の目的
土砂の流出の防備
３　指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び関川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第636号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、長岡市の福島江土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年５月17日

新潟県長岡地域振興局長

１　就任

理事	長岡市高見町2061番地１	伊丹　嘉昭（理事長）
〃	〃　下々条２丁目1332番地	小原　健市
〃	〃　黒津町1122番地	反町　精志
〃	〃　新保３丁目４番６号	日山　佐一
〃	〃　亀貝町1835番地	安井　和雄
〃	〃　富島町265番地	渡辺　勉
〃	〃　福島町1626番地	古川　正人
〃	〃　新組町5366番地	小黒　寅雄
〃	〃　百束町1602番地	小熊　純一
〃	〃　浦瀬町4410番地	吉川　進一
〃	〃　桂町77番地	永井　榮一
〃	見附市椿澤町3276番地	井口　清一
〃	〃　田井町4216番地	米山　秋雄
〃	長岡市高島町452番地	矢尾板　登
〃	〃　十日町587番地	五藤　晴弘
〃	〃　下条町1531番地	恩田　績

〃　〃　滝谷町173番地　今井　昭
〃　〃　曲新町1941番地　髙木　克己
〃　〃　町田町19番地　鈴木　実
監事　長岡市高見町3586番地　星野　仲一
〃　〃　亀貝町1770番地　川瀬　佐一
〃　〃　麻生田町1965番地　下条　功
〃　〃　上前島町1015番地１　笠井　治一郎
就任年月日　平成28年４月21日

２　退任
理事　長岡市高見町2061番地１　伊丹　嘉昭（理事長）
〃　〃　下々条２丁目1332番地　小原　健市
〃　〃　黒津町1489番地　韮澤　了
〃　〃　富島町265番地　渡辺　勉
〃　〃　亀貝町1835番地　安井　和雄
〃　〃　小曽根町1330番地　野村　利夫
〃　〃　福島町2431番地　遠藤　實
〃　〃　福島町1360番地　星野　富雄
〃　〃　百束町1602番地　小熊　純一
〃　〃　浦瀬町4410番地　吉川　進一
〃　〃　桂町77番地　永井　榮一
〃　見附市椿澤町3276番地　井口　清一
〃　〃　田井町1859番地　小出　正道
〃　長岡市高島町452番地　矢尾板　登
〃　〃　十日町587番地　五藤　晴弘
〃　〃　下条町1531番地　恩田　績
〃　〃　滝谷町364番地　大宮　禮一
〃　〃　曲新町2071番地　野口　誠
〃　〃　町田町19番地　鈴木　実
監事　長岡市川辺町319番地　吉川　一彦
〃　〃　亀貝町1770番地　川瀬　佐一
〃　〃　麻生田町1965番地　下条　功
〃　〃　六日市町1257番地　佐藤　英至
退任年月日　平成28年４月20日

◎新潟県告示第637号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年５月17日

新潟県南魚沼地域振興局長

１　就　任
理事　南魚沼市宮1713番地　関　隆雄（理事長）
〃　南魚沼市清水瀬344番地　桑原　藤達
〃　南魚沼市長森８番地　棚村　光正
〃　南魚沼市泉甲624番地　上村　美作
〃　南魚沼市田崎176番地　佐藤　元信
〃　南魚沼市法音寺204番地　並木　泰夫
〃　南魚沼市津久野63番地１　飯酒盃正憲
〃　南魚沼市山谷486番地　板鼻喜久雄
〃　南魚沼市津久野上新田139番地　若井　清人

〃　南魚沼市山谷1044番地　板鼻　和夫
〃　南魚沼市山口1496番地　南雲　　勲
〃　南魚沼市上薬師堂41番地　村山　和義
監事　南魚沼市長森新田450番地１　佐藤　千城
〃　南魚沼市宮村下新田183番地　大津　新司
〃　南魚沼市畔地223番地　梶山　健一
〃　南魚沼市下原653番地２　中嶋　　繁
就任年月日　平成28年５月１日
２　退　任
理事　南魚沼市宮1713番地　関　　隆雄（理事長）
〃　南魚沼市畔地256番地　上村　一成
〃　南魚沼市永松738番地　吉田　義則
〃　南魚沼市下原新田304番地１　南雲　松夫
〃　南魚沼市長森８番地　棚村　光正
〃　南魚沼市下薬師堂87番地６　加藤　宏志
〃　南魚沼市岩崎200番地子　井口　啓一
〃　南魚沼市田崎176番地　佐藤　元信
〃　南魚沼市清水瀬344番地　桑原　藤達
〃　南魚沼市宮1287番地　中島　利光
〃　南魚沼市法音寺204番地　並木　泰夫
〃　南魚沼市泉甲624番地　上村　美作
監事　南魚沼市山口222番地　清水　　聰
〃　南魚沼市山谷1044番地　板鼻　和夫
〃　南魚沼市長森新田450番地１　佐藤　千城
〃　南魚沼市津久野63番地１　飯酒盃正憲
退任年月日　平成28年４月30日

◎新潟県告示第638号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、新発田市の加治郷土地改良区の定款の変更を平成28年５月９日認可した。

平成28年５月17日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第639号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、長岡市の中之島土地改良区の定款の変更を平成28年５月６日認可した。

平成28年５月17日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第640号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年５月17日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　県道
２　路　線　名　寺泊西山線
３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延　長

長岡市上桐字三百歩 422 番１から 同市上桐字天ケ谷162番１まで	新	8.8～13.2メートル	223.9メートル
	旧	8.8～13.2メートル	223.8メートル

◎新潟県告示第641号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年５月17日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　県道　寺泊西山線

２　供用開始の区間

長岡市上桐字三百歩422番１から同市上桐字天ケ谷162番１まで

３　供用開始の期日　平成28年５月17日

公　告

予算の公表について（公告）

平成28年３月31日専決処分をした平成27年度新潟県一般会計補正予算、災害救助事業特別会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成28年５月17日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

平成27年度新潟県一般会計補正予算

平成27年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57,674,646千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,235,993,005千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

第 1 表　歳入歳出予算補正

1　歳　　入

款	項	補正前の額	補正額	計
第 1 款　県税		千円 268,650,000	千円 2,881,000	千円 271,531,000
	第 1 項　県民税	82,244,000	△ 3,000	82,241,000
	第 2 項　事業税	55,091,000	792,000	55,883,000
	第 3 項　地方消費税	62,209,000	1,911,000	64,120,000
	第 4 項　不動産取得税	5,056,000	88,000	5,144,000
	第 5 項　県たばこ税	2,623,000	△ 6,000	2,617,000
	第 6 項　ゴルフ場利用税	579,000	5,000	584,000
	第 7 項　自動車取得税	2,569,000	74,000	2,643,000
	第 8 項　軽油引取税	23,062,000	△ 4,000	23,058,000
	第 9 項　自動車税	31,802,000	23,000	31,825,000
	第 11 項　狩猟税	15,000	1,000	16,000
	第 13 項　産業廃棄物税	139,000	1,000	140,000
	第 14 項　旧法による税	1,000	△ 1,000	
第 3 款　地方譲与税		43,456,000	302,286	43,758,286

	第 1 項　地方法人特別譲与税	39,064,000	△ 139,138	38,924,862
	第 2 項　地方揮発油譲与税	4,115,000	427,664	4,542,664
	第 3 項　石油ガス譲与税	272,000	13,703	285,703
	第 4 項　航空機燃料譲与税	5,000	57	5,057
第 5 款　地方交付税		267,489,713	1,986,736	269,476,449
	第 1 項　地方交付税	267,489,713	1,986,736	269,476,449
第 6 款　交通安全対策特別交付金		534,000	173	534,173
	第 1 項　交通安全対策特別交付金	534,000	173	534,173
第 7 款　分担金及び負担金		6,649,696	△ 612,144	6,037,552
	第 1 項　分　担　金	2,331,381	△ 245,213	2,086,168
	第 2 項　負　担　金	4,318,315	△ 366,931	3,951,384
第 8 款　使用料及び手数料		14,114,478	19,820	14,134,298
	第 1 項　使　用　料	10,347,042	19,841	10,366,883
	第 2 項　手　数　料	3,767,436	△ 21	3,767,415
第 9 款　国庫支出金		161,211,748	△ 16,118,497	145,093,251
	第 1 項　国庫負担金	43,036,600	△ 266,785	42,769,815

	第 2 項　国庫補助金	115,504,178	△ 15,840,663	99,663,515
	第 3 項　委託金	2,670,970	△ 11,049	2,659,921
第10款　財産収入		1,530,709	△ 7,051	1,523,658
	第 1 項　財産運用収入	719,027	12	719,039
	第 2 項　財産売払収入	811,682	△ 7,063	804,619
第11款　寄附金		52,298	10,417	62,715
	第 1 項　寄附金	52,298	10,417	62,715
第12款　繰入金		17,378,816	△ 26,779	17,352,037
	第 1 項　特別会計繰入金	1,690,934	2,133	1,693,067
	第 2 項　基金繰入金	15,687,882	△ 28,912	15,658,970
第13款　諸収入		123,614,755	△ 37,066,607	86,548,148
	第 1 項　延滞金加算金及び過料等	270,323	24,490	294,813
	第 2 項　利子収入	17,885	51	17,936
	第 4 項　貸付金収入	84,022,862	△ 37,312,715	46,710,147
	第 5 項　受託事業収入	7,517,314	△ 23,690	7,493,624
	第 6 項　収益事業収入	4,091,713	△ 81,930	4,009,783

	第 8 項 雑 入	8,114,524	327,187	8,441,711
第14款　県 債		297,605,000	△ 9,044,000	288,561,000
	第 1 項 県 債	297,605,000	△ 9,044,000	288,561,000
歳　入　合　計		1,293,667,651	△ 57,674,646	1,235,993,005

2 歳　　出

款	項	補正前の額	補正額	計
第 2 款　総務費		千円 37,282,273	千円 10,384,787	千円 47,667,060
	第 1 項　政策費	4,294,936	△ 75,052	4,219,884
	第 2 項　総務管理費	21,887,905	10,477,621	32,365,526
	第 3 項　統計調査費	1,371,517	△ 4,500	1,367,017
	第 4 項　徴税費	7,099,579	△ 13,282	7,086,297
第 3 款　県民生活・環境費		10,175,602	△ 1,442,045	8,733,557
	第 1 項　県民生活管理費	2,644,157	△ 41,917	2,602,240
	第 2 項　防災費	6,002,698	△ 1,400,128	4,602,570
第 4 款　福祉保健費		168,177,810	△ 1,576,492	166,601,318
	第 1 項　福祉保健費	30,170,494	△ 47,490	30,123,004
	第 5 項　高齢福祉保健費	37,179,789	△ 28,912	37,150,877
	第 6 項　健康対策費	5,879,518	△ 183,907	5,695,611
	第 7 項　生活衛生費	1,692,506	△ 37,752	1,654,754
	第 8 項　障害福祉費	18,859,054	△ 97,762	18,761,292

	第 9 項　児童家庭費	17,804,159	△ 1,180,669	16,623,490
第 6 款　産 業 費		93,217,656	△ 38,815,732	54,401,924
	第 1 項　産業政策費	78,994,723	△ 38,465,882	40,528,841
	第 2 項　産業振興費	1,503,179	△ 7,830	1,495,349
	第 3 項　商業・地場産業振興費	236,897	△ 29,857	207,040
	第 5 項　観 光 費	1,985,053	△ 312,163	1,672,890
第 7 款　農林水産業費		84,295,725	△ 8,448,873	75,846,852
	第 2 項　地域農政推進費	7,930,021	△ 1,712,961	6,217,060
	第 3 項　農産園芸費	1,489,045	△ 155,000	1,334,045
	第 4 項　経営普及費	3,403,721	△ 28,545	3,375,176
	第 5 項　食品・流通費	427,353	△ 102,000	325,353
	第 7 項　水産業費	4,205,576	△ 179,662	4,025,914
	第 8 項　林 業 費	12,074,423	△ 1,442,223	10,632,200
	第 10 項　農地基盤整備費	42,816,129	△ 4,646,196	38,169,933
	第 11 項　農地計画費	1,726,366	△ 182,286	1,544,080
第 8 款　土 木 費		163,765,024	△ 9,987,335	153,777,689
	第 1 項　土木管理費	11,325,126	△ 50,000	11,275,126

	第 2 項　道路橋りょう費	61,801,260	△ 2,334,419	59,466,841
	第 3 項　河川海岸費	37,373,803	△ 2,333,295	35,040,508
	第 4 項　砂 防 費	14,951,692	△ 4,662,360	10,289,332
	第 5 項　都市計画費	6,754,974	△ 520,470	6,234,504
	第 6 項　建 築 費	17,616,253	△ 84,977	17,531,276
	第 7 項　交通政策費	5,049,079	△ 1,814	5,047,265
第 9 款　警 察 費		49,650,406	△ 101,929	49,548,477
	第 1 項　警察管理費	46,322,679	△ 87,398	46,235,281
	第 2 項　警察行政費	3,327,727	△ 14,531	3,313,196
第10款　教 育 費		217,316,769	△ 968,154	216,348,615
	第 1 項　教育総務費	8,077,111	△ 19,299	8,057,812
	第 2 項　小中学校費	125,389,417	△ 322,626	125,066,791
	第 3 項　高等学校費	49,609,210	△ 323,364	49,285,846
	第 4 項　特別支援学校費	18,888,815	△ 189,588	18,699,227
	第 6 項　文化行政費	1,892,537	△ 54,006	1,838,531
	第 7 項　保健体育費	1,640,626	△ 40,000	1,600,626
	第 8 項　私学教育振興費	10,009,829	△ 19,271	9,990,558

第１１款　災害復旧費		10,710,590	△ 6,250,328	4,460,262
	第　１　項　農林水産施設災害復旧費	2,402,379	△ 1,488,124	914,255
	第　２　項　土木施設災害復旧費	8,308,211	△ 4,762,204	3,546,007
第１２款　県　債　費		313,408,817	△ 35,844	313,372,973
	第　１　項　県　債　費	313,408,817	△ 35,844	313,372,973
第１３款　諸支出金		141,006,728	△ 212,701	140,794,027
	第　２　項　雑　支　出	3,563,700	△ 187,598	3,376,102
	第　３　項　地方消費税清算金	63,041,626	△ 34	63,041,592
	第　４　項　利子割交付金	499,203	△ 13,641	485,562
	第　５　項　配当割交付金	1,392,336	△ 4,583	1,387,753
	第　７　項　地方消費税交付金	44,284,443	△ 31	44,284,412
	第　９　項　自動車取得税交付金	1,804,024	△ 2	1,804,022
	第１０項　軽油引取税交付金	5,222,939	△ 6,812	5,216,127
第１４款　予　備　費		300,000	△ 220,000	80,000
	第　１　項　予　備　費	300,000	△ 220,000	80,000

歳出合計	1,293,667,651	△ 57,674,646	1,235,993,005

第2表　地方債補正

1　変　更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路事業費	千円 7,431,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。）	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	千円 7,453,000	補正前に同じ		
河川事業費	15,470,000				14,532,000			
海岸事業費	679,000				533,000			
砂防事業費	6,211,000				4,734,000			
公園事業費	994,000				716,000			
公営住宅建設事業費	326,000				293,000			
港湾事業費	3,757,000				3,618,000			
空港事業費	181,000				176,000			
水産事業費	175,000				174,000			
漁港事業費	544,000				513,000			
林道事業費	370,000				371,000			

治山事業費	2,843,000				2,142,000			
農地事業費	8,675,000				6,827,000			
災害復旧事業費	3,301,000				1,117,000			
学校教育施設等整備事業費	2,389,000				2,059,000			
地域活性化事業費	1,247,000				1,198,000			
防災対策事業費	3,360,000				3,321,000			
地方道路等整備事業費	16,169,000				15,483,000			
合併特例事業費	3,411,000				3,391,000			
原子力発電施設等立地地域振興特別事業費	615,000				561,000			
河川等整備事業費	985,000				930,000			
臨時高等学校改築等事業費	1,981,000				1,957,000			
警察施設整備事業費	227,000				224,000			
交通安全施設整備事業費	319,000				297,000			
本庁舎改修事業費	1,015,000				1,014,000			

地域機関改修事業費	472,000				462,000			
地域プロジェクト事業費	150,000				148,000			
集落雪崩対策事業費	21,000				20,000			
北陸新幹線整備事業費	503,000				502,000			
連絡デッキ落下事故復旧事業費	205,000				202,000			
公共施設等除却費	155,000				153,000			
行政改革推進債	8,763,000				9,903,000			
退職手当債	6,326,000				5,920,000			
減収補てん債	4,574,000				3,856,000			
合計	297,605,000				288,561,000			

平成27年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

平成27年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126,260千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,779,457千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条　地方債の変更は、「第2表　地方債補正」による。

第 1 表　歳入歳出予算補正

1　歳　　入

款	項	補正前の額	補正額	計
第 1 款　災害救助事業収入		千円 1,905,717	千円 △ 126,260	千円 1,779,457
	第 1 項 国庫支出金	49,234	△ 49,234	
	第 3 項 寄附金	500	△ 500	
	第 4 項 繰入金	666,425	△ 64,605	601,820
	第 5 項 諸収入	197,375	1,643	199,018
	第 6 項 県債	355,733	△ 9,733	346,000
	第 7 項 分担金及び負担金	630,303	△ 3,831	626,472
歳入合計		1,905,717	△ 126,260	1,779,457

2　歳　　出

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款　災害救助事業費		千円 1,901,217	千円 △ 121,760	千円 1,779,457
	第1項　災害救助費	896,127	△ 109,331	786,796
	第2項　基金積立金	135,188	△ 14,072	121,116
	第3項　県債費	580,723	△ 490	580,233
	第4項　繰出金	289,179	2,133	291,312
第2款　予備費		4,500	△ 4,500	
	第1項　予備費	4,500	△ 4,500	
歳出合計		1,905,717	△ 126,260	1,779,457

第2表　地方債補正

1　変　更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円				千円			
災害援護資金貸付事業費	9,733	普通貸借	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第14条第２項の規定による。				

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成７年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年５月17日

新潟県立新発田病院長　塚田　芳久

１　調達する特定役務の件名及び数量
新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター感染性廃棄物処理業務委託　一式

２　契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立新発田病院経営課経営係
新潟県新発田市本町一丁目２番８号

３　調達方法
購入等

４　契約方法
一般競争入札

５　落札決定日
平成28年３月25日

６　落札者の氏名及び住所
新潟メスキュード株式会社
新潟県新潟市西区寺尾東一丁目19番19号

７　落札価格
58,502,196円

８　入札公告日
平成28年２月12日

９　落札方式
最低価格